

令和4年9月13日

生徒・保護者の皆様

広陵高等学校
校長 國貞 和彦

令和4年9月13日以降のコロナウイルス感染症に係る学校対応について

広島市のコロナウイルス新規感染者数は、8月26日以降、前週の同じ曜日を下回る状態が続いています。第7波が収束してくれることを期待しつつ、感染防止を続けていきたいと思えます。

さて、コロナウイルス感染症に関連した登校停止期間については、4月6日にお知らせし、厚生労働省が濃厚接触者の待機期間を短縮したことを受け、7月26日に一部変更し、お知らせしました。

このたび、厚生労働省が再び待機期間を変更し、広島県・広島市もそれに準じることになりました。そこで本校も、7月26日のものを以下のように変更することといたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

1 特別欠席の扱い（登校停止）について

生徒本人及び同居家族に、発熱、頭痛、咳、喉の痛み、鼻水のいずれかの症状がある場合は、特別欠席扱いとします。

2 自分自身の陽性が発覚した場合について

(1) 症状がある場合

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合は8日目から解除します。

ただし、症状軽快が7日日以降の場合、症状軽快後24時間まで療養期間が延長されます。

(2) 無症状の場合

検体採取日から、7日間を経過した場合に8日目から解除可能としますが、5日目に医薬品抗原検査キットで検査を行い、陰性となった場合、6日目から解除します。

ただし、診断当初は症状がなかったものの療養期間中に発症した場合は、発症日を0日として「症状がある」方へ移行することとします。

3 同居家族に陽性者が発覚した場合

濃厚接触者と判断し、PCR検査の受検の有無に関わらず、5日間の登校停止とします。

なお、2日目・3日目に医薬品抗原検査キットで検査を行い、陰性となった場合、3日目から解除することができることとします。

同居家族が濃厚接触者となった場合、登校してよいですが、感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は控えてください。

4 学校で感染者と接触があった場合

学校で感染者と接触があったことのみを理由に、生徒・教職員の登校・出勤を制限する必要はありませんが、感染リスクの高い行動は控えてください。

ただし、学校で感染者と飲食を共にした生徒または、濃厚接触があったと判断した生徒については、5日間の登校停止とします。

5 寮で感染者が発覚した場合について

感染者と同室である場合、濃厚接触者となり、同一世帯内の対応と同様に扱います。